

定款変更認可申請書

<添付書類>

- ① 変更理由書
- ② 変更箇所を記載した書面
- ③ 定款変更を議決した総会（総代会）の議事録の原本及び謄本（原本証明が必要）
- ④ 定款変更前・変更後の事業計画書又は収支予算書（定款変更が事業の場合）

※定款変更の認可申請を円滑に進めるため、事前に本会へご相談ください。

5) 登記申請

【代表理事変更】

総会（総代会）で役員改選があった場合、代表理事の就任承諾後2週間以内に、法務局に代表理事の変更登記申請をしなければなりません。また、代表理事が再選された場合にも登記申請をしなければなりません。

変更登記申請書（登記の事由：代表理事の変更）

<添付書類>

- i) 定款
- ii) 総会（総代会）の議事録
- iii) 理事会の議事録
- iv) 就任承諾書（就任承諾した旨が理事会議事録で明らかである場合は、承諾書の添付を要しない。）
- v) 委任状（代理人によって申請する場合に限り必要）
- vi) 辞任届（代表理事が辞任（又は死亡）し、後任者が就任した場合。死亡届、死亡診断書、戸籍謄本等でも可。）

【その他、登記が必要となる場合】

- ・ 名称、地区、公告の方法の変更
- ・ 事業の変更
- ・ 出資の総口数及び払込済出資総額の変更
- ・ 事務所移転

登記申請書提出先

〒990-0041 山形市緑町1丁目5番48号 山形地方合同庁舎
山形地方法務局 担当：商業・法人登記 TEL 023-625-1321（代表）

提出書類の各様式は、本会ホームページ（<http://www.chuokai-yamagata.or.jp/>）へ掲載しておりますのでご利用下さい。

なお、認証ID（ユーザー名）及びパスワードは、本会会員の皆様に事前にお知らせしておりますが、ご不明の場合は本会までお問い合わせ下さい。（TEL.023-647-0360）